

議案第 37 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 29 年 5 月 9 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第179条第1項の規定により専決処分する。

瑞穂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

平成29年3月31日

瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

瑞穂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

瑞穂町国民健康保険税条例（昭和40年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第11条第2号中「26万5,000円」を「27万円」に改め、同条第3号中「48万円」を「49万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の瑞穂町国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

瑞穂町国民健康保険税条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第10条の8 略 (国民健康保険税の減額)</p> <p>第11条 略 (1) 略</p> <p>(2)法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>27万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>アからウ 略</p> <p>(3)法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>49万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>アからウ 略</p> <p>第11条の2から第15条 略</p> <p><u>附 則</u> (施行期日)</p> <p>1 <u>この条例は、平成29年4月1日から施行する。</u></p> <p>(適用区分)</p> <p>2 <u>改正後の瑞穂町国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</u></p>	<p>第1条から第10条の8 略 (国民健康保険税の減額)</p> <p>第11条 略 (1) 略</p> <p>(2)法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>26万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>アからウ 略</p> <p>(3)法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>48万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>アからウ 略</p> <p>第11条の2から第15条 略</p>